

市立釧路総合病院
患者給食調理業務委託
基本要件書

市立釧路総合病院患者給食業務委託基本要件書

1 病院の概要等

(1) 所在地等

所在地 北海道釧路市春湖台1番12号
電話 0154-41-6121
FAX 0154-41-6701

(2) 病床数

一般病床 549床 (感染症4床、結核病床10床含む)
精神病床 94床
合計 643床

(3) 標榜診療科

内科、消化器内科、心臓血管内科、呼吸器内科、小児科、外科、心臓血管外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科
産婦人科、耳鼻咽喉科、頭頸部外科、眼科、精神神経科、脳神経外科、形成外科、麻酔科、救急科、
リウマチ科、アレルギー科、放射線科、病理診断科、リハビリテーション科、歯科・歯科口腔外科(26科)

(4) 患者数(平成28年度実績)

入院 183,108人 (501.7人/日)
外来 328,856人 (1,353.3人/日) ※外来診療実日数 243日

2 給食業務の概要(平成29年度現在)

(1) 給食の種類

ア 一般食 (13種類)

常食(普通常食・学食児食・幼児食・青年食・常食成人・常食妊婦)、軟食(全粥食・7分粥・5分粥・3分粥)、
幼児食、離乳食(初期・中期・後期)、扁桃腺食、高血圧食、流動食、ムース食、ミキサー食、アレルギー対
応食(卵・魚・肉・乳製品他)、放射線食、術後食、嚥下調整食

※一般食の常食及び全粥食(昼食・夕食)については、週5日(月～金曜日)選択メニューを実施する。

イ 特別食 (46種類)

肝臓食、高アンモニア食、脂肪制限食、糖尿食O、糖尿食I、糖尿食II、糖尿食III、糖尿食IV、胃潰瘍食、
クローン食、ヨード制限食、蛋白質制限食I、蛋白質制限食II、蛋白質制限食II-A、蛋白質制限食III、
蛋白質制限食III-A、蛋白質制限食IV、蛋白質制限食V、人工腎臓食、子癇食II、子癇食III、心臓食、
減塩食5g、糖O減塩食、糖I減塩食、糖II減塩食、糖III減塩食、膵臓食I、膵臓食II、膵臓食III、慢性膵臓食、
子癇3・5・7分食、糖尿3・5・7分食、肝臓3・5・7分食、心臓3・5・7分食、蛋白質制限食3・5・7分食、
人工1760kcal、人工1600kcal、人工1400kcal、人工1200kcal、人工3・5・7分食、クリアスルー、
経管栄養、術後食、嚥下調整食、低残渣食 ※その他、特別食のアレルギー食

ウ その他の食

- ・年間20回以上、季節に応じた「行事食」
- ・出産した患者に「出産祝い膳」
- ・検査等により、決められた食事時間に食事を摂れない患者に「検査食(遅れ食)」
- ・治療の影響や疾病により病院食が食べられない患者が限定されたメニューから選ぶ「お好みメニュー」

(2) 患者給食数(平成28年度実績)

一般食 320,464食 (878.0食/日) 70.55%
特別食 133,779食 (366.5食/日) 29.45%
合計 454,243食 (1,244.5食/日)

(3) 給食業務運営体制(平成29年度現在)

科長(栄養士)1人、管理栄養士7人

3 業務委託の概要

(1) 委託業務名

市立釧路総合病院患者給食業務

(2) 業務の目的

市立釧路総合病院(以下「委託者」という。)における給食業務を、治療の一環として患者満足度の向上をはかりながら、安全で効率的かつ安定的に提供する。

(3) 業務の内容

別紙「委託業務実施仕様書(以下「仕様書」という。)」による。

(4) 委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(5) 契約方法

管理費制とし、食材単価契約金額は、1食あたりの単価契約とする。(食材費単価契約は、別途締結する。)

(6) 委託費等の支払い

- ① 委託費の支払いは月払いとする。
- ② 受託者は各月の業務完了後、食数に食材費契約単価に業務数量を乗じて算出した金額と管理費の合計額を委託者に請求する。

(7) 委託期間における各年度調理見込食数

朝	食	:	150,000	食
昼	食	:	150,000	食
夕	食	:	150,000	食
ディサービス(精神科)		:	2,300	食

(8) 業務の実施における留意点

<調理部門>

- ア 委託者と受託者の業務区分は別紙1「業務実施区分表」による。
- イ 献立表は、仕様書の定めるところに従い、一般食・特別食、その他の食とも受託者が作成する。
- ウ 献立表の作成は、委託者の給食管理システムを使用する。
- エ 調理業務については受託者が行う。
- オ 調理業務の範囲は、仕様書に定める配膳部門担当者へ配膳車を引き継ぐまでとする。
各病棟から回収された残渣処理(牛乳パック等軽微なものを除く)も調理業務の範囲とする。
- カ 医師の実施する検食については仕様書のとおりとする。

<配膳部門>

- ア 配膳・下膳は、仕様書で定める時間内に、各病棟ごとに行う。(全15病棟)
- イ 温冷配膳車・下膳車の引継ぎは、仕様書の通りとする。
- ウ 温冷配膳車(48食用)は、安全性確保のため2名体制で運行する。
- エ 配膳は病室内ベッドサイドまで運び、食札・ベッドネーム等により確実に本人を確認して渡す。
- オ 各食の喫食時間に合わせ、精神科病棟のみ調理部門担当者から引き継いだ給茶ポットを配置・回収する。

(9) 経費の負担区分における留意点

<調理部門>

- ア 委託者と受託者の経費区分は別紙2「経費負担区分表」による。
- イ 給食材料の調達を受託者が行う。
- ウ 調理場内で使用する消耗品の調達は受託者が行う。
- エ 毎食使用する「使い捨て食札」の調達は受託者が行う。
- オ 業務遂行するうえで必要な、上記イ・ウにかかる事務消耗品等の調達は受託者が行う。

<配膳部門>

- ア 配膳に必要な被服の調達は受託者が行う。
- イ 配膳室内で使用する消耗品の調達は受託者が行う。
- ウ 業務遂行するうえで必要な、上記ア・イにかかる事務消耗品等の調達は受託者が行う。

(10) 施設・設備等の貸与

<調理部門>

- ア 器具・備品の貸与については別紙3「貸与器具・備品一覧表」による。
- イ 仕様書内に記載している受託者に貸与する器具・備品のほか、業務従事者用休憩室の使用を許可し、この他必要な、ロッカー、靴入れ、事務用机及び椅子等を貸与する。

<配膳部門>

- ア 仕様書内に記載している受託者に貸与する器具・備品のほか、業務従事者用休憩室、並びに配膳待機室の使用を許可し、必要な靴入れ等を貸与する。
但し、栄養科内における全てのトイレは「調理従事者等専用」のため、配膳従事者の使用を一切認めない。